

さいたま市規則第13号

さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第198号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(特殊装置を用いる駐車施設)</p> <p>第4条 <u>条例第10条第6項</u>に規定する規則で定める特殊の装置を用いる駐車施設は、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条の規定により国土交通大臣がその装置が同施行令第2章第1節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認めたものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(特殊装置を用いる駐車施設)</p> <p>第4条 <u>条例第9条第6項</u>に規定する規則で定める特殊の装置を用いる駐車施設は、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条の規定により国土交通大臣がその装置が同施行令第2章第1節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認めたものとする。</p>
<p style="text-align: center;">(駐車施設の附置等の届出)</p> <p>第5条 <u>条例第11条</u>の規定による届出をしようとする者は、駐車施設を附置しようとする建築物に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知をする前に、駐車施設附置（変更）届出書（様式第1号）に別表第1に掲げる図書（変更の届出の場合は、変更する事項に係る図書に限る。）を添付して、これを市長に提出しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">(駐車施設の附置等の届出)</p> <p>第5条 <u>条例第10条</u>の規定による届出をしようとする者は、駐車施設を附置しようとする建築物に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による計画の通知をする前に、駐車施設附置（変更）届出書（様式第1号）に別表第1に掲げる図書（変更の届出の場合は、変更する事項に係る図書に限る。）を添付して、これを市長に提出しなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">(附置の特例の承認申請)</p> <p>第6条 <u>条例第12条第2項</u>の規定により市長の承認を受けようとする者は、隔地駐車施設設置（変更）承認申請書（様式第2号）に別表第2に掲げる図書（変更の承認の場合は、変更する事項に係る図書に限る。）を添付して、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(附置の特例の承認申請)</p> <p>第6条 <u>条例第11条第2項</u>の規定により市長の承認を受けようとする者は、隔地駐車施設設置（変更）承認申請書（様式第2号）に別表第2に掲げる図書（変更の承認の場合は、変更する事項に係る図書に限る。）を添付して、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>

(身分証明書)

第7条 条例第15条第2項に規定する証明書は、身分証明書(様式第4号)とする。

(措置命令書)

第8条 条例第16条第2項に規定する書面は、措置命令書(様式第5号)とする。

様式第1号(第5条関係)

[略]

駐車施設附置(変更)届出書

さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第2号(第6条関係)

[略]

隔地駐車施設設置(変更)承認申請書

さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例第12条第2項の規定による承認を受けたいので申請します。

[略]

様式第4号(第7条関係)

(表)

[略]

身分証明書

[略]

上記の者は、さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例第15条の規定により、立入検査をすることができる者であることを証明する。

[略]

(裏)

[略]

(立入検査)

第15条 [略]

2・3 [略]

[略]

(身分証明書)

第7条 条例第14条第2項に規定する証明書は、身分証明書(様式第4号)とする。

(措置命令書)

第8条 条例第15条第2項に規定する書面は、措置命令書(様式第5号)とする。

様式第1号(第5条関係)

[略]

駐車施設附置(変更)届出書

さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第2号(第6条関係)

[略]

隔地駐車施設設置(変更)承認申請書

さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例第11条第2項の規定による承認を受けたいので申請します。

[略]

様式第4号(第7条関係)

(表)

[略]

身分証明書

[略]

上記の者は、さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例第14条の規定により、立入検査をすることができる者であることを証明する。

[略]

(裏)

[略]

(立入検査)

第14条 [略]

2・3 [略]

[略]

様式第5号(第8条関係)

[略]

措置命令書

[略]

上記の建築物は、さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例第 条の規定に違反しているのので、同条例第16条の規定により、次のとおり措置を命じます。

様式第5号(第8条関係)

[略]

措置命令書

[略]

上記の建築物は、さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例第 条の規定に違反しているのので、同条例第15条の規定により、次のとおり措置を命じます。

[略]

[略]

附 則

この規則は、令和6年5月1日から施行する。

総務局総務部法務・コンプライアンス課

令和6年3月18日 まで